

## 産業統計部会の審議状況について（報告）

## 第5回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 20 年 3 月 17 日 ( 月 ) 10 : 00 ~ 12 : 10
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用第 4 特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、川本専門委員、西郷専門委員、高田専門委員、橋本専門委員、三輪専門委員  
審議協力者 ( 内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行 )  
調査実施者 ( 山根サービス統計室長ほか 3 名 )  
事務局 ( 犬伏統計審査官ほか 2 名 )
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 審議の概要

前回部会での委員意見等を踏まえて部会長が作成した論点メモに従い、個々の論点ごとに、調査実施者からの論点に対する考え方及びその論点に関連する前回部会での委員意見等に対する考え方についての説明を踏まえ、順に審議が行われた。

審議における委員・専門委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

#### 「1 本調査の目的・役割」について

詳細に構造を明らかにする調査を全数で毎年行うのは、統計資源の有限性からみて不適切。28 業種を全都道府県・全数で毎年調査するのは統計のリソースから見ても非現実的であり、平成 17 年調査までのように、主要な業種を整理し、何年か周期でローテーション調査化を図ることにより、各業種を明確に捕捉する方法も考えられる。仮に、すべての業種が毎年必要であれば標本調査化を図るか、大規模な事業所を対象とした裾切り調査とする方法も考えられる。

これに対し、調査実施者からは、情報通信など改廃が激しい状況となっているため、可能な限り、毎年調査を行うことが構造を把握する上で望ましいと考えているが、調査資源の観点から効率化を図る必要性についても認識しており、平成 21 年調査に向け、層別を考慮した標本設計を行うよう検討したいとの回答があった。

毎年調査を実施する理由として、周期化を図ることにより記入漏れや回収率の低下の懸念があり、毎年調査を行うことでより有効な情報が得られるということもあるほか、昨今、インターネットを活用し継続して調査協力している事業所が増えている現状もあることを考慮すると、毎年調査する方がコストが安く済む側面もあるのではないかと。

平成 22 年及び 23 年の本調査の在り方に係る質問があり、調査実施者からは、22 年の本調査は 23 年経済センサスの中で捕捉するが、23 年の本調査は、経済センサスとの調査実施時期の調整を図りつつ、実施する方向で今後検討したい旨の

発言があった。

行政施策上の必要性をどこまで強調するかは統計調査により異なると考えるが、個別の施策よりも、この行政が国民経済にどれくらいの意義があるかを説明し、外からの評価に資する資料提供を行うことが行政施策上のニーズの最たるものとする。施策への活用面から個別施策が色々と挙げられているが、各施策において、このデータがないと出来ないもの、このデータがないために、どのような面で支障が生じ、データがあることでどのように大きく改善が図られるのかという施策との関係を明確に説明して欲しい。

調査実施者は政策部局からの要請を吟味し、統計調査として情報収集するものであり、そのデータをどのように施策に活用しているかは政策原課において明らかにすべきものとする。これまで施策の企画・立案を行う際に、どのようなエビデンスに基づいて行ったかを明確にしないままとなっている経緯があり、今後、政策部局において意識して公表することを求めるより仕方がないのではないか。

特性に重点を置く調査の必要性として、既存の伝統的な業種についてはイメージしやすいのに対し、サービス産業のような新たに発展してきた業種については実態がなかなか分からない。その実態の分からない業種について実態を明らかにし、国民に的確な情報提供を行うことこそが至上命題であり、行政施策上の必要性が最優先ではないのではないか。業種を広げれば良いということではなく、特に重要なものに限定し、産業特性に重視した調査をすべきではないか。

当部会審議の役割・意義として、本調査計画が国民の視点から見て、大きくズレていないか、専門的見地から適当か否かチェックすることにあり、方法論に特化した議論をすべきではないか。

今回部会の審議の位置付けとしては、 )平成 20 年の調査計画案の審議、 )サービス産業に関する統計調査を実施し情報収集する際に、その在るべき姿としてどのような方向性が考えられるかを検討することにあるものとする。

一昨年及び昨年と多くの回数にわたって部会審議を積み重ね、その結果、徐々に、本調査が在るべき姿に近づいていると実感しているが、それだけ検討すべき課題があるということではないか。

サービス業の生産工程の核心の実態を把握するための各業種の特性に係る調査事項の設定については容易ではないが、今回、アウトソーシングの状況やIT化への対応、就業の実態について一部捉えられるよう変更されている点において、少しずつではあるものの、サービス産業の特性を把握する努力をしているものと評価できる。次回調査以降に向けて、さらに改善が図られ充実されることにより、より実りの多い情報を得ることが可能になる。本調査については、それだけ世の中の期待が大きい統計調査であるということを調査実施者としても認識し、大いに努力して欲しい。

経済センサスの実施以降、本調査の調査方法を変更することを前向きに検討したいとの調査実施者からの回答は重要な点である。

経済センサスで得られた情報を基にすれば、今までと違った調査の仕組み・設計が可能であり、新設の事業所・企業の捕捉ができれば、本調査は、各業種の特長について深く実態を捉える調査として、また、毎年調査することで動的な変化を捉える調査としての両面に応える調査となりうるものと考えられる。また、主産業以外も捉えることが可能であり、事業所・企業の規模等を売上高で捉えることができることになると、どの規模を区切りとして全数調査又は標本調査を行うかの検討も可能になる。

大規模な事業所は様々な種類の事業展開を行っていることが多く、生産性の向上にも寄与しており、サービスの生産工程の小さな事業所とは異なる形を採っている状況にかんがみれば、将来的には両者において調査事項に精粗があっても良いのではないかと考えられる。

## 「2 調査対象業種の追加」について

本調査の必要性としては行政施策上の必要性が最優先であり、その施策のために 28 業種まで拡大しなければならない点は十分理解できるが、本調査の性格に照らし、今回調査が全数であることはやむを得ないとしても、将来的にどうするか。今後、継続的に調査を行うに当たっては標本調査化等の検討が必要不可欠である。

追加業種である 10 業種の選定理由について質問があり、これについて、調査実施者からは、経済成長戦略大綱の指摘等を踏まえ、従来から全国的に売上高が非常に大きな対事業所サービスを優先に拡充を図ってきたところであり、その売上高の高い業種から順番に対象業種を選定しているが、平成 21 年調査からは残りの対個人サービスについて業種拡大を行いたいとの説明があった。

サービス産業分野における経済産業省所管の業種については、拡充予定の 28 業種により網羅することになるのかとの質問に対し、調査実施者からは、日本標準産業分類の小分類ベースではおおむね網羅されるとの回答があった。

以上のような意見を踏まえ、今回 10 業種を追加することについては、行政目的に沿ったものであり、また、追加業種の選定に当たっては、売上高の規模が大きく、これまでの対事業所サービスを中心として整備してきた考え方に沿うものであり、適当とされた。

また、追加業種のうち、音声情報制作等 4 業種について企業単位で調査することについては、既存の調査対象業種である映像情報制作・配給業等と同様に、事業所単位では売上が立たない、あるいは事業所単位で売上は立つものの本社で一括管理されているために事業所単位では記入困難などの実態を踏まえたものであり、適当とされた。

## 「3 調査事項」について

サービス産業の生産性を把握する手段が未だに明確でない現状において、その生産性を把握する観点からみて適当かどうかを論点として議論することは困難

である。

調査実施者からは本調査がサービス産業の生産性を把握する上で重要な役割を担うようになってきたとの説明があったところであり、相当時間を要する重い検討課題とは思いますが、その目的・役割に照らして調査事項が適当なものとなっているか、今後の課題として残しておく必要がある。特に、経済センサスの実施以降、本調査について、生産性を各業種の特性の違いに合わせて捉えることが可能な調査となってもらうためにも重要な視点と考える。

前回部会での意見を踏まえ、調査実施者から、物品賃貸業に係る4種類の調査票において、新たなリース会計基準の適用前後における所有権移転外ファイナンス・リース取引の実態が把握可能となるよう、また、営業費用についてもファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区分して把握可能となるよう調査項目の追加を行う案が示されたが、これについては、長年の懸案だったファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースを区別して情報が得られるようになるなど、SNA推計の面からも評価できるものとして、適当とされた。

なお、調査事項については、まだ十分に審議し尽くせなかったことから、引き続き、次回部会で審議することとされた。

## 6 今後の予定

今回は4月4日(金)に開催し、調査事項や調査方法、集計事項など改正計画案に係る残りの論点について審議を行い、その後、答申骨子案についても審議することとされた。

## 第6回産業統計部会結果概要（案）

- 1 日 時 平成20年4月4日（金）15：30～17：30
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、引頭専門委員、岡室専門委員、川本専門委員、西郷専門委員、高田専門委員、三輪専門委員  
審議協力者（内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行）  
調査実施者（山根サービス統計室長ほか3名）  
事務局（犬伏統計審査官ほか2名）
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 審議の概要

論点メモに従い、前回部会で引き続き審議することとされた論点（「本調査の目的・役割」及び「調査事項」）を含め、残された論点について審議が行われた。その後、前回部会までの審議結果を踏まえて作成した答申骨子案を提示し、その内容について審議が行われた。

審議における委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

#### 「1 本調査の目的・役割」について

コンテンツ産業においては、外注構造や付加価値の連鎖構造が製造業とは異なるため、実際に調査することは難しい面があるかもしれないが、現行の調査事項だけでは不十分であり、その産業構造の特性を正確に把握する必要がある。

この点については、大規模事業者と中小規模事業者において調査内容に精粗の差異を設けた調査票の設計を行うこと、また、大規模事業者は全数とする一方、中小規模事業者は標本調査化等を図ることについて、調査実施者において今後検討することとしており、これらに係る検討と関連する問題と考えられる。

これまでの審議を踏まえ、本調査の目的・役割については、次のとおり整理された。

- ） 本調査は、サービス産業分野のうち、経済産業省所管の特定業種を対象に、その事業活動の詳細な実態を把握し、業種特性を明らかにすることを目的とするものである。
- ） サービス産業分野の統計が未整備である中、従来、広く概括的な統計として5年ごとに「サービス業基本調査」が実施されてきたが、サービス業は改廃が激しく、その活動内容も目まぐるしく変化していることから、より短い周期で広くサービス業分野に網を掛けた統計の整備が求められるところであり、本調査は、その一翼を担う役割をも有するものとなる。
- ） 本調査結果については、種々の具体的施策の基礎資料として有用な情報を提供

するものであるが、調査事項については未だ不十分な面もあるため、今後、本調査の有用性をより高めるよう、引き続き、検討することが必要である。

- ) なお、サービス産業を広くカバーする統計の一翼を担うとの本調査の役割については、調査方法及び調査対象の設定をどのようにするかとも関係するが、平成 23 年の経済センサスによる詳細な母集団情報の整備結果等を踏まえて検討されるべきものであり、現時点では経済センサス以降の本調査の役割まで検討することは困難である。

### 「3 調査事項」について

無形固定資産について、特に、デザイン業や機械設計業では、その所有する意匠権や特許権、実用新案権等が重要であるが、その評価額を計上することは難しい側面があるため、補足情報として、別途、その出願件数又は取得件数に係る情報を把握することについて検討すべき。

調査実施者からは、報告者負担を考慮し、今回は、当初の計画案どおりに、無形固定資産の取得額に係る項目の追加のみにとどめたいとの説明があった。

知的財産権については、出願人ベースのデータが存在し、この情報が利用できれば、出願人の名称と企業名について何らかの方法で名寄せを行うことにより、報告者負担の問題も生じることなく分析が可能となるため、将来的に当該情報の利用の可能性について検討すべきではないか。

構造変化を把握する観点から、出版業におけるカテゴリーごとの総発行部数及び印税額、更に、国外への外注費について上位 3 か国の相手先の国名及びその比率について把握すべき。

調査実施者からは、業界団体等へのヒアリングを再度実施した結果、 ) 出版業における総発行部数及び印税額については、多少の負担は伴うものの記入可能との回答が得られたため、今回、所要の項目を追加する方向で検討する、

) 国外への外注費の国別内訳等については、各業界団体ともに記入困難との意見であったことから、今回は、当初の計画案どおり、外注費の国内・国外別の内訳に係る項目を追加することで対応したい旨の説明があった。

出版業において印税額を把握するのであれば、他のコンテンツ産業においても、著作権使用料等に係る情報が把握されれば非常に有意義であり、今後検討すべき。

新規追加業種のうち、特に「デザイン業、機械設計業」及び「広告業」においては、業務の外注が大きな意味を有するが、当該部分の把握が不十分であり、どのような業務をどの程度、どこに外注しているかというような情報を把握することについて、今後検討すべき。

「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票」における年間売上高の契約先産業別割合に係る事項について、ポストプロダクション業のほとんどの契約先は広告コンテンツや映画関係となることから、「サービス業」の内訳としてこれらの区分を設けるべきではないか。

調査実施者からは、当該項目の利用ニーズの一つとして、I O作成のための

基礎資料として大分類ベースでの契約先産業別の構成比の把握が求められていることから、対ビジネスサービスにおいては、業種横断的に同一の区分として設定しているところであり、産業区分の内訳を設けることについては、報告者負担も考慮しつつ、今後検討して行くこととしたいとの説明があった。

これまでの審議を踏まえ、調査事項については、当初の計画案でおおむね適当とされたが、 ) 前回部会で了承されたリース会計基準の見直しに伴う物品賃貸業関係の4種類の調査票における所要の項目の追加、 ) 日本標準産業分類の改定に伴う「デザイン・機械設計業調査票」及び「広告代理業、その他の広告業調査票」の名称の変更、 ) 「出版業調査票」における総発行部数及び印税額に係る項目の追加を行うことが必要とされた。

また、サービス産業の業種特性をよりの確に捉える観点から、今後の課題として、 ) 知的財産権の取得件数等の把握、 ) 「デザイン・機械設計業調査票」及び「広告代理業、その他の広告業調査票」における外注の詳細な実態の把握、 ) 「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業調査票」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の把握などについて、その把握可能性も踏まえ、引き続き検討することとされた。

#### 「4 調査方法」について

サービス業に関しては、従業者規模と売上高との相関に係る情報がなく、一般的には小売業ほど相関は高くないとされている状況において、都道府県別表章を前提とした場合、標本調査化してもサンプルサイズはさほど小さくならない可能性がある。

規模の大きなところを正確に捉えることに主眼を置き、規模の小さいところは標本抽出としても有用な情報は提供可能であり、更に、規模によって調査内容に精粗を付けるとすれば、そのような標本設計の方が適当なのではないか。

目標精度の設定の仕方にもよるが、標準誤差率を規模ごとに設定するのではなく、大規模なところに目標を置き、小さなところは多少精度が粗くなっても良いということであれば、標本調査化を図る効果はあると考える。

新規追加業種については郵送調査を導入することとしているが、郵送調査でどれくらいの回収率が期待できるか疑問。単に目標回収率を設定し、当該回収率の達成に向けて民間事業者任せとするのでは対策として不十分。

民間事業者の活用については、問題が生じた場合にどれだけの確に修正できるかということが重要と考えるが、P D C A ( Plan・Do・Check・Action ) のシステムが的確に働くように十分に留意すべき。また、入札に際しては、事業者の適正な評価項目の設定についても留意すべき。

新規追加業種については、新しい産業であり、郵送調査の導入については初めての試みでもあることから、調査精度の確保の観点からも、こまめに民間事業者へのモニタリングを実施するとともに、国と民間事業者が協力しつつ、回収率の確保に努めることが重要。



特定の断片的な業種のみを対象とする本調査において、都道府県別表章を行うことにどれだけの意味があるか。本調査結果から構造的な実態を明らかにすることには無理があり、この情報を何に活用可能なのが疑問。また、本調査の調査対象業種の中には企業単位で調査する業種もあり、これらの業種においては都道府県別表章はほとんど意味を持たない。ネットワーク化している状況において、県単位で仕切ることにはどの程度の意味があるか疑問であり、ブロック単位程度で十分と考える。

地方公共団体からは、大括りで表章されても利用できず、また、地方のソースを使って調査結果が出るということをお案すれば、地方が享受するベネフィットにも配慮し、引き続き、都道府県別表章を行って欲しいとの要望があった。

毎年、細かい業種について全数調査で都道府県別表章を行うことは費用対効果からみて必要性が希薄であり、数年に一度、詳細な集計を行い、正確な数値を出す、その中間年は標本調査とするような手法の方が現実的ではないか。

以上の意見を踏まえ、調査方法については、( )地方の経済産業局における企業への事前協力依頼の実施等の方策を構ずることにより、既存の調査対象業種と同程度の調査精度を維持できるよう万全を期すこと、( )民間事業者の活用について、審査時におけるエラーは経済産業省が直接対応すること、( )適切な入札資格・評価基準に則って民間事業者への委託を的確に行うことを前提として、了承することとされた。

また、標本調査化の導入について、次回調査に向けて、引き続き検討することについても了承された。

#### 「5 集計事項」について

集計事項については、調査実施者から、上記の調査事項の追加及び日本標準産業分類の改定に伴う修正案が提示され、了承された。

また、これまでの審議において指摘された欠測値の補正方法について、次回調査に向け、検討することについても了承された。

#### 答申骨子案について

前回部会までの審議結果を踏まえて作成した答申骨子案を提示し、その構成については了承された。盛り込むべき内容については、今回部会での審議結果等も踏まえて更に追加した形で答申案を作成し、次回部会において審議することとされた。

#### 6 今後の予定

今回は4月18日(金)に開催し、答申案について審議することとされた。